

[事案 2019-293] 解約返戻金支払請求

・令和2年7月6日 裁定終了

<事案の概要>

解約返戻金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成19年3月に契約した終身医療保険について、平成25年3月に解約したところ解約返戻金が支払われなかったが、以下の理由により、解約返戻金を支払ってほしい。

- (1)本契約は、解約返戻金のある保険であった。
- (2)保険会社から、解約返戻金がない商品である旨の説明を受けていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約は、解約返戻金がない商品である。
- (2)本契約は通信販売で契約されており、保険料払込期間中は解約返戻金がないことについて、申込書とともに送付したパンフレット、契約概要、申込書上の確認書欄で説明し、申立人に確認いただいた上で、申込みを受けている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が解約返戻金がないことを説明していないとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。